されます。 染が確認されています。また冬の寒 小・中学校の児童・生徒を中心に感 い時期を迎え、今後の広がりも心配 新型インフルエンザは、市内でも

設置、全庁体制による対策に取り組 んでいます。 ザ対策本部(本部長=中嶋市長)を た早い段階から新型インフルエン 市では、国内での流行が心配され

予防のためのワクチン接種、かかっ 部助成についてお知らせします。 チン接種費用の無料化と費用の てしまったときの対応、また、ワク からないための予防対策や重症化 今月号では、インフルエンザにか

## 季節性と同じ予防対策を まずは、予防が重要。新型も

についてのチラシを各戸配布する の協力をいただきながら予防対策 め市では、自治会長さんや区長さん ないための予防が重要です。そのた の対策も大切ですが、まずは感染し などしてお知らせしてきました。 インフルエンザは、感染してから

> ます。 は感染しない取り組みをお願いし す。誰もができる予防対策で、まず 感染予防の基本は、次の三原則で

# ●飛まつ感染を防ぎましょう

対策=咳エチケットを守りま

## )接触感染を防ぎましょう 対策=こまめに手洗いしましょう

感染症への抵抗力をつけましょう 対策=・十分な睡眠

・規則正しい 取れた食事 バランスの

受診する医療機関がわかる方

かかりつけ医療機関のある方

受診する医療機関がわからな

適度な運動

妊娠中の方

## 医療機関への受診の仕方 かな?と思ったら・・・ インフルエンザにかかった

医療機関を受診される場合は、

前

もって電話をしてマスクを着用

受診してください。 の症状があり、感染したかなと思っ 発熱、咳やのどの痛み、筋肉痛など るということではありません。急な たら、次の点に注意して医療機関を 予防していても、必ず感染が防げ

ことは避けてください。

インフルエンザが疑われる場合

に、検査を実施せずに抗ウイルス

インフルエンザにかかっていな

して受診しましょう。

い証明等発行のために受診する

かかりつけ医療機関又は受診を希望する 医療機関へ電話をして、受診時間などを相 は してください。直接受診しないように気

かかりつけ産婦人科へ電話をして受診し

新型インフルエンザ相談窓口・ 相談しましょう。

症状が重い方(息が苦しい、意 識がもうろうとしている方)

日曜日、祝日、年末年始

(12月29日~1月3日)

、9時~翌朝8時

平日、土曜日/18時~翌朝8時

●相談日·時間

## **☎**077-522-4776 外国語専用ダイヤル

## ●対応言語 平日/8時30分~17時15分

●対応時間

ポルトガル語、スペイン語、タガ ログ語、中国語、英語

薬等の治療を開始する場合があ

ります。

県内在住の15歳以下(中学生)の

子どもさんとその家族

対象

なるべく早く入院設備のある医療機関を 受診しましょう。必要なら救急車を呼びま す。必ずインフルエンザの症状があること を伝えます。

短縮ダイヤル

#8000番

または**☎077-524-7856** 

話ください

子どもの急な病気に困ったらお雷

小児救急電話相談

## 外国語専用ダイヤル

置し、相談に多言語で対応していま 窓口に「外国語専用ダイヤル」を設 県では、新型インフルエンザ相談

# 救急診療体制市内医療機関の休日夜間

対象者証明書のための受診はご遠 は別表のとおりです。 なお、緊急性のない方、優先接種 市内医療機関の休日等診療体制

救急告示病院	電話番号	通常診療受付時間	休日等対応可能時間
公立甲賀病院	62-0234	平日 午前8時~ 11時30分	救急は24時間
仁生会 甲南病院	86-3131	平日 午前9時~12時 午後4時~ 7 時	土曜日 午前9時~12時 午後3時~5時 休日夜間は救急対応
		※妊婦・13歳以下の小児の診療は 行っていません	
市立 信楽中央病院	82-0249	平日 午前8時~ 11時30分	救急は24時間

7	通常診療受付時間	休日等対応可能時間			
4	平日 午前8時~ 11時30分	救急は24時間			
1	平日 午前9時~12時 午後4時~ 7 時	土曜日 午前9時~12時 午後3時~5時 休日夜間は救急対応			
	※妊婦・13歳以下の小児の診療は 行っていません				
9	平日 午前8時~ 11時30分	救急は24時間			

# 家庭での看護や注意点

# もしも家族が感染したら?

●患者とは別の部屋で過ごしまし ●マスクの効果は限定的ですが、患 患者の看護をした後など、せっけ 者と接するときは、なるべくマス 乳幼児、高齢の方などが同居して ょう。特に持病のある方や妊婦 んで手を洗いましょう。 いる場合は、注意しましょう。

●甲賀医療圏域小児医療支援事業

(小児科専門)について

患者の使用した食器類や衣類は できます。 通常の洗濯、洗浄及び乾燥で消毒 クを着用しましょう。

祭日午前8時~午後6時)

(土曜日午後1時~6時及び日祝

の体制をとっています。

公立甲賀病院において、小児救急

ります。 性の高い方の診療が優先されるた 診療は受け付け順です。なお緊急 、診察の順番が前後することがあ

- ●感染性の疾患が疑われる場合、先 に医療機関へ電話をしてから受 診してください。(または、受付時 に病院職員へお申し出ください)
- ●保険証、診察券、服薬しているお 薬等があれば持参してください。
- 普段から症状に応じて他の救急 告示病院を紹介することがあり
- ●診療は当日の担当医が行うため 専門医以外の医師が担当する場 合があります。

①市民税非課税世帯·生活保護世帯

の方

市民税非課税世帯(同一世帯全

となります。

保護世帯の方は、接種費用が無料 員が市民税非課税の場合)・生活

出は避けるようにしましょう。 状が治まっていても不要不急の外 症状が始まった日から7日間は、症 また、発熱や咳、のどの痛みなど

## ワクチン接種について 市では、ワクチン接種費用の 無料化と一部助成-

亡の防止に一定の効果が期待され ではありません。 けたからといって感染しないわけ 明されておらず、ワクチン接種を受 これまでのデータから重症化や死 ます。ただし、感染防止の効果は証 新型インフルエンザワクチンは、

## 患者の方は?

- ●せっけんでこまめに手を洗いま ●咳エチケットを守りましょう。 しょう。
- ●処方された薬は指示通りに最後 まで飲みましょう。
- 水分補給と十分な睡眠を心がけ

## 外出について

の感染力は残っていて、周囲の人に 2日間は外出を避けましょう。 差はありますが、熱が下がってから 感染させる可能性があります。個人 熱が下がってもインフルエンザ

続きしてください。) てください。(予約日が未定の場 保健センターで申請手続きをし 合は、予約が取れた時点で申請手 接種予約日1週間前までに、各

時に医療機関へ提出いただきま 対象者証明書を発行します。接種 ンザワクチン予防接種費用無料 該当の方には新型インフルエ

## ②右記①以外の世帯の方

生活保護世帯以外の方で、11ペ 象者について、接種費用のうち -ジ表内2・3・4の優先接種対 甲賀市は、市民税非課税世帯・ ,000円を助成します。

した。助成対象者等は次のとおりで を県内自治体に先駆けて助成しま 接種費用無料化や接種費用の一部 をできる限り減らすことを目的に、 染した場合でも重症者などの発生 チン接種が有効に進められ、もし感 市では、新型インフルエンザワク

(10)

	優先接種 順位	優先接種対象者		接種開始 予定時期	費用助成 の区分	
	1	医療従事者		開始中	助成なし	
優先接種対象者		妊婦		11月上旬		帯生
	2	基礎疾患を有する者(最優先) 慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、神経疾患・神経筋疾患、血液疾患、糖尿病、疾患や治療に伴う免疫抑制状態、小児科領域の慢性疾患 ※最優先の判断は主治医が行います	受付中		一部助成対象者	帯であれば無料と!
		基礎疾患を有する者(その他)	11月上旬	12月上旬	対	料・
	3	1歳~小学校3年生	11月下旬	12月中旬		な県
	4	1歳未満児の保護者 優先対象者のうち、身体上の理由で接種できない者の保護者等		1月上旬		なる対象者県民税非課税世
その他		小学校4~6年生	11月下旬	1月中旬	助成な.	者課
		中学生、高校生、65歳以上の高齢者(基礎疾患を有する者を除く)	12月下旬	り以降		世

※受付や接種開始のスケジュールは、変更される場合がありますので、ご了承ください。

## 市内医療機関で接種を受ける場合 接種料助成を受ける方法

- ●妊婦
- ●1歳~小学3年生の児
- ●1歳未満児の保護者
- ①接種時期にあわせて、助成券を送付します。
- ※無料対象者の方には申請により無料対象者証明書を発行します。
- ②接種時に医療機関へ助成券または無料対象者証明書を提出ください。
- ③医療機関では助成分を差し引いた金額が請求されます。 (無料の方には請求はありません)

●基礎疾患を有する方

受けられない者の保護者等

- ●優先接種対象者(上記優先順位2・3・ 4)のうち身体上の理由で予防接種が
- ①かかりつけ医療機関で接種をしてください。
- ※かかりつけ医療機関以外で接種の場合は、かかりつけ医の発行する「優先接 種対象者証明書」を接種医療機関へ提出ください。
- ※新型インフルエンザワクチン予防接種無料対象者証明書のある方は医療機 関へ提出してください。
- ②医療機関で接種後、助成分を差し引いた金額が請求されます。
- ①接種できない方のかかりつけ医の発行する「優先接種対象者証明書」を接種 医療機関へ提出ください。
- ②接種できない方と同一世帯であることを証明できるものを医療機関へ提示 ください。
- ※新型インフルエンザワクチン予防接種無料対象者証明書のある方は医療機 関へ提出してください。
- ③医療機関で接種後、助成分を差し引いた金額が請求されます。

市外医療機関で接種を受ける場合や、優先接種対象者証明書については、保健介護課までお問い合わせください。

## 予約から接種の流れ

- ①接種対象者であるか確認する。
  - ※基礎疾患を有する方については、かかりつけ医に対象で あるか確認ください。
- ②医療機関に、接種の予約をしてください。
  - ※無料申請が必要な方は予約後に申請してください。
- ③予約した日に医療機関で接種を受けます。
- ④接種費用は医療機関へお支払いください。

接声 事前に予約をしてください を実 施される医 療機 関

約方法

必

クチ チン接種については、国から情報優先的な接種対象者以外の方のワ 入りましたら、市 順位が決められてい の ワクチンの 知らせします。 で、 、重症化しやすい方からなりの数が限られてい 朩 ます。 等 接ま

接種方法について

※県内の接種できる医療機関は 接種一覧」をご確認ください。 いては、「新型インフルエンザ予防 けます。 県のホームページで確認いただ 接種できる市内の医療機関につ

②接種場所

## 予防接種は体調の良いときに受けましょう

下記の場合は接種を見合わせる場合があります。

- ●37.5℃以上の発熱をしている
- ●急性疾患にかかっている
- ●予防接種を受けて具合が悪くなったこと がある
- ●予防接種を受けることが不適当な状態と 医師が判断した場合

4接種回数

1回…2~5歳代の健康な「新

型インフルエンザ患者の

診療に直接従事する医療

※予約の際に接種日がお伝えでき は、グループごとに追って県か ります。11月以降の予約開始日 では予約受付できない場合があ ない場合や、対象となる時期ま ら発表されます。

## ③接種費用 ● 初

2,550円

kenko-t/butainfluenza.html http://www.pref.shiga.jp/e/ 新型インフルエンザに関する情報 滋賀県ホームページ

3,600円

※できるだけ同じ医療機関での接 2目 (合計6,150円)

の場合は2回目も3,600円で 種をお願いします。違う医療機関

## ⑥接種時にお持ちいただくもの

が、接種医師とご相談ください。

とがのぞましいとされています

1回目と2回目は4週間おくこ

5接種間隔

※接種回数については、国で検討

中です。

います。

※その他の優先接種対象者等につ

いては、現時点で2回とされて

2回…1歳以上1歳未満

従事者\_

②技権時に の付ういた にくもの							
	ご自分で用意いただく書類等				市から配布する		
対象者	優先接種対象者 証明書 ※1	母子健康手帳	健康保険 被保険者証等	その他	書類		
妊婦		•			接種費用助成券		
基礎疾患を有する方 (かかりつけ医以外で接種を受ける方)	•						
1歳~小学校3年生		● ま <i>t</i>	<b>こは</b>		接種費用助成券		
1歳未満児の保護者		● ま <i>t</i>	<b>-</b> には •		接種費用助成券 (保護者2人分)		
優先対象者のうち、身体上の理由 で接種できない者の保護者等	● 接種できない者 の証明書		● 接種を受ける 保護者のもの	同一世帯であるこ とが確認できる書 類(住民票等)			
小学校4~6年生、中学生、高校生			•				
65歳以上の高齢者 (基礎疾患を有する者を除く)			•				

かかりつけ医療機関(又は主治医)以外で接種を受ける場合は必要です。1枚で2回の接種に使用します。

## 問い合わせ

【ワクチン接種、接種費用助成などの相談窓口】

甲賀市新型インフルエンザ相談窓口(保健介護課)(受付時間 平日8:30~20:00)

**☎** 65-0703 **☎** 63-4085

【新型インフルエンザ相談窓口】

県 **庁**(受付時間 平日8:30~17:15) **5** 077-528-4983

甲賀保健所(受付時間 平日8:30~17:15)

**2** 63-6111

## お詫びと訂正 一

11月1日新聞折込の「新型インフル ンザワクチン接種についてのお 知らせ」チラシ裏面の医療機関-中、甲南病院の接種は「13歳未満不 可」となっていますが「13歳以下不 可」の間違いです。お詫びして訂正 します。